

平成 30 年度

第 1 回 東京都子供・若者支援協議会
連絡調整部会

平成 30 年 10 月 29 日（月）

都庁第一本庁舎北塔 42 階
特別会議室 C

午後 3 時 00 分開会

○座長 ただいまから東京都子供・若者支援協議会連絡調整部会を開催いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本会議の座長を務めます、青少年・治安対策本部若年者対策担当課長の西村と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料の一つ目が次第になります。2番目が出席者名簿になります。3番目が座席表になります。4番目が本連絡調整部会の設置要領になります。5番目が第31期東京都青少年問題協議会の意見具申で、冊子と中に概要版が差し込んであります。

次に、東京都若者総合相談センター「若ナビ」と東京都ひきこもりサポートネットの相談実績のグラフがございます。そして、クリアファイルに入っていますこちらの資料は具体的な事例ということになっていきますので、会議終了後、回収させていただきますので、ご了承ください。また、各委員の皆様から提供いただきました参考資料は、まとめて机上に配付させていただきますので、後ほどご参考にしていただければと思っております。

続きまして、本日の会議の公開についてですが、東京都の附属機関につきましては、原則公開ということが附属機関等設置運営要綱に規定されておりますので、本日の会議も原則公開とさせていただきます。このため、現在はいらっしゃいませんけれども、この後、傍聴の方がお越しになる可能性もありますので、ご了承ください。

また、速記の方が入っております、議事録につきましては、後日改めまして公開する予定となっております。ご了承くださいよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは次第にのっとりまして、議事を進めさせていただきます。

最初に、青少年担当課長の堀江よりご挨拶申し上げます。

○青少年担当課長 青少年・治安対策本部青少年担当課長の堀江と申します。よろしくお願いいたします。

本日はご多用のところ、東京都子供・若者支援協議会連絡調整部会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃から東京都の青少年施策にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当連絡調整部会は、若者の自立等支援連絡会議、ひきこもりに係る連絡調整会議、少年院出院者の立ち直りを図るための保護活動支援協議会の三つの会議を統合し、平成26年3月に、

子供・若者育成支援推進法第 19 条に基づき設置されました、東京都子供・若者支援協議会の実務者会議という位置づけで、昨年度に新たに設置したところでございます。

当部会の運営につきましては、社会的自立に困難を有する若者の自立等に係る関係機関相互の情報共有及び連携強化等を目的として、年 2 回程度開催していきたいと考えております。本日は、平成 30 年度の第 1 回目の開催となります。

さて、青少年・治安対策本部では、東京都若者総合相談センター「若ナビα」及び東京都ひきこもりサポートネットにおきまして、現在、さまざまな分野の関係機関や区市町村と連携させていただき、社会的自立に困難を有する子供・若者への支援に取り組んでおります。

また、詳細は後ほど説明させていただきますが、本年 7 月に第 31 期東京都青少年問題協議会から「生きづらさを抱える若者の社会的自立に向けた支援について」との意見具申が知事宛てに提出されました。今後は、その意見具申の内容も踏まえ、若者総合相談センター「若ナビα」やひきこもりサポートネットにおいて、関係機関の皆様や区市町村との連携をさらに強化することで、地域の実情に応じた支援のネットワークの充実に努めるとともに、子供・若者への切れ目のない支援を実施していきたいと考えております。

本日は、子供・若者への支援の充実に向けて、ご出席の委員の皆様からそれぞれの立場の視点に立ったご意見をいただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○座長 ありがとうございます。

ただいまの挨拶の中でも少しありましたが、今回の会議の設置趣旨についてご説明をさせていただきます。

当会議につきましては、東京都子供・若者支援協議会の部会として位置づけられておりまして、若者の自立等支援に関わる以下の三つについて検討することとしております。本会の検討事項については、設置要領の「第 2」にも書いてあります。一つ目は関係機関相互の情報共有、連携強化、及びネットワーク化に関する事、二つ目が事例の検討に関する事、三つ目がその他、連絡調整部会で協議を必要とする事項に関する事、となっております。委員の皆様とともに、支援者同士の顔が見える関係の構築を目指しまして、事例の検討、対応方法について意見交換などを行いながら、実際の具体的な支援での連携につなげていきたいと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、次第の 2 番になりますが、委員の紹介になります。

まず、私のほうから、本日の出席状況ということで、欠席される方と代理出席の方をご紹介

介させていただきます。

ご欠席の連絡をいただいているのは4名になりまして、東京都教育相談センター統括指導主事の大津様、東京都立誠明学園自立支援課長の高井様、東京都保護司会連合会事務局長の市川様、被害者支援都民センターの佐藤様、4名になります。

代理出席の方につきましては3名いらっしゃいます。厚生労働省東京労働局職業安定部職業安定課長 伊藤委員の代理としまして、職業安定課長代理の水野様、認定特定非営利法人育て上げネットHR担当部長 井村委員の代理としまして、若者支援事業部部長の墓田様、若者の社会参加応援事業認定特定非営利活動法人文化学習協同ネットワークみたか若者事業統括責任者 高橋委員の代理としまして、常務理事の藤井様にご出席をいただいております。

本日は、平成30年度第1回目の開催になりますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。ご所属での取り組みや情報提供資料のご紹介・ご説明につきましては、会議の後半に議題3（4）のところでお時間をとっておりますので、ご所属とお名前のみお願いいたします。

それでは、委員名簿の順番ということで、東京都世田谷児童相談所の岡野様から反時計回りによろしく申し上げます。

- 岡野委員 世田谷児童相談所の岡野でございます。よろしくお願いいたします。
- 和田委員 東京都女性相談センター所長の和田です。よろしくお願いいたします。
- 山崎委員 東京都発達障害者支援センター センター長の山崎です。よろしくお願いいたします。
- 桑波田委員 東京都保健所の代表で参りました、多摩小平保健所保健対策課長の桑波田と申します。
- 坂上委員 特別区保健所から、予防課長の代表で参りました、葛飾区金町保健センターの坂上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 橋本委員 都立（総合）精神保健福祉センター多摩総合精神保健福祉センターの橋本です。よろしくお願いいたします。
- 小田委員 住居喪失不安定就労者をサポートするTOKYOチャレンジネットの所長をしています小田と申します。よろしくお願いいたします。
- 濱近委員 法務省の地方支部部局であります、東京保護観察所から参りました首席保護観察官の濱近と申します。よろしくお願いいたします。

- 青木委員 警視庁新宿少年センターで相談担当をしております青木と申します。よろしくお願いいたします。
- 水野委員（代理） 厚生労働省東京労働局より参りました水野と申します。本日は、職業安定課長 伊藤の代理で参りました、よろしくお願いいたします。
- 永阪委員 東京しごとセンター正規雇用対策担当課長の永阪と申します。よろしくお願いいたします。
- 大内委員 東京都消費生活総合センター相談課長の大内でございます。よろしくお願いいたします。
- 田村委員 東京都人権プラザの指定管理者であります公益財団法人東京都人権啓発センター総務課長を務めております田村と申します。よろしくお願いいたします。
- 高村委員 日本司法支援センター法テラス東京の部長をやっております高村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 藁田委員（代理） 認定特定非営利活動法人育て上げネット井村の代理出席でございます藁田と申します。本日はよろしくお願いいたします。
- 藤井委員（代理） 若者社会参加応援事業を行っております、NPO法人文化学習共同ネットワーク 高橋の代理で参りました藤井と申します。よろしくお願いいたします。
- 大山委員 NPO法人青少年自立援助センター足立支所で東京都のひきこもりサポートネットの事業責任者をしております大山と申します。よろしくお願いいたします。
- 奈和良委員 東京都若者総合相談センター「若ナビα」センター長の奈和良でございます。よろしくお願いいたします。
- 相良委員 同じく東京都若者総合相談センター「若ナビα」の相談員をやっております相良と申します。よろしくお願いいたします。
- 座長 皆様、ありがとうございました。

それでは、次第の1番目、東京都青少年問題協議会の意見具申について、私のほうから説明をさせていただきます。

お手元にお配りしています意見具申の冊子と概要版をあわせてご覧いただければと思います。

まず最初に、冊子の32ページから33ページをご覧ください。今回の意見具申の取りまとめに関する審議経過が出ております。

若者支援部会では、専門部会を8回ほど開きまして、続いて拡大専門部会、そして総会を開きまして、意見具申を決定をしております。

また、委員名簿を見て頂きますと、今回の若者支援部会につきましては、学識経験者としてこちらに載っております7名の方を中心に議論をしていただいて、取りまとめを行っております。

それでは、概要版のほうをご覧ください。

今回の意見具申につきましては、「生きづらさを抱える若者の社会的自立に向けた支援」ということになっております。ポイントの一つ目は、必要とされる支援や環境の整備について、若者や家族に寄り添う視点から議論したという部分。

二つ目は、若者や家族の状況に応じて、三つの段階に分類し、課題を整理したという部分。

三つ目は、それぞれ三つの段階での阻害要因を解消しまして、適切な支援につなげるための方策について、「情報発信の充実」、「支援環境の整備」、「支援体制の充実」の視点で提言をしております。

大まかに言いますと、第1章が現状、第2章が課題の部分、第3章がそのための対応策、第4章もそれにさらに踏まえたものということになります。

戻りますが、第1章の部分につきましては、生きづらさを感じている若者の現状をまとめております。ここに書いてありますとおり、生きづらさを感じる若者の現状としては、地域や家族の支えの脆弱化、急速なスマートフォンの普及と若者生活圏の「内閉化」、「自己肯定感」を有する若者の割合が、諸外国に比べて低いこと等が指摘されております。

第2章では、社会的自立に困難を有する若者やその家族が必要な相談支援を受けることができない要因を三つの段階に整理をしております。

具体的には、まず、相談の必要性を認識していない段階があり、そして、相談先を見つけることができない段階、最後の部分が、適切な支援につながらない段階ということで整理しております。

一つ目の必要性を認識していない段階では、社会全体の他人事の意識や、自力で解決しなければならないとの思い込みがあること。

二つ目の相談先を見つけることができない段階では、多数ある支援機関からの選択が困難であること。

三つ目の適切な支援につながらない段階では、悩みを自分の言葉で伝えることが苦手であ

ることや支援の切れ目が発生することなどの課題が指摘されております。

第3章では、これらの課題を受けまして、若者が社会的に自立し活躍できる社会の実現に向けた仕組みづくりについて提言されております。まず、未来のためにすべての都民が若者をサポートするというこで、社会全体の他人事の意識や自力で解決すべきとの思い込みに対して、若者支援を身近に感じられる情報発信の充実が必要であると提言されております。本文では15ページから書いてあります。特に(1)としまして、社会全体で若者の生きづらさに寄り添う「サポーター意識」の浸透については、社会全体が「サポーター意識」を持って若者を支えていく役割を担っていくということを強力に発信することが重要であるという部分。

また、悩みを抱える若者やその家族に対しては、SNS等を活用して、都の相談窓口である「若ナビα」やサポートネットへの相談につながるよう、心に響く情報発信が必要ということが提言されております。

次に、支援のハブ・ステーション「若ナビα」については、若者や家族が相談しやすい環境の整備が必要であるというふうに提言されております。

具体的には、「若ナビα」やサポートネットが支援のハブ・ステーションとして、若者や家族からのどんな悩みにも、支援機関等からのどんな照会にも、適切に対応できるよう機能強化を行うことや悩みの相談先の情報をネットで容易に検索できるポータルサイトを構築することなどが提言されております。

続きまして、どんな悩みも取りこぼさない「スクラム連携」については、本文では20ページに記載されております。こちらは、若者や家族に寄り添った重層的な支援につきまして、若者は悩みを自分の言葉で伝えることが苦手であること、支援の切れ目が発生していることに対して、支援体制の充実が必要であると提言されております。具体的には、若者や家族の悩みや思いを橋渡しする「代弁者」機能、関係機関の役割分担や連携の総合調整を行う「コーディネート」機能が欠かせないとしております。そして、支援を通じまして、若者や家族の多様な悩みを多様な支援機関が顔が見える関係を築きながら、得意分野を活かし、密接な「スクラム連携」を組んで、切れ目のない支援を行っていくことの重要性が提言されております。

今回この特徴的な「スクラム連携」という言葉が委員の皆様方から出まして、本当に顔が見える密接な連携ということで、支援の狭間に落とさないような連携について提言されてお

ります。

続きまして、第4章の部分です。本文では23ページからになります。若者が困難な状況に陥る前の対応ということで、若者が生き活きと輝けるよう、青少年期から自らが社会の構成員として重要であるという自己有用感を育むことの重要性について言及されております。ということで、困難な状況に陥らないようにするためには、青少年期からどういう取り組みが必要かということが記載をされております。

意見具申の概要につきましては以上となりますが、今後は、今回の意見具申を踏まえまして、若者や家族が相談しやすい環境や支援体制の整備を推進してまいりたいと考えております。東京都もそうですし、本日お集まりの関係機関の皆様、そして区市町村の皆様とも連携をしながら、若者の自立支援について充実を図っていきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

私からの説明は以上です。

非常に雑駁ですけれども、意見具申の概要について、説明をさせていただきました。ここまでの意見具申の説明で何かご質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○座長 続きまして、議題(2)になります。東京都若者総合相談センター「若ナビα」及び東京都ひきこもりサポートネットにおける事業実施状況と今後の連携についてです。

まず最初に、東京都若者総合相談センター「若ナビα」の平成29年度の事業実施状況につきまして、事務局よりご報告お願ひします。

○事務局 それでは、資料に基づきまして東京都若者総合相談センター「若ナビα」の相談実績をご報告させていただきます。若者総合相談センター「若ナビα」相談実績と書いてあるグラフのあります資料とリーフレットをご覧いただければと思います。

「若ナビα」は電話とメールと来所相談の三つの相談機能がございまして、平成29年度の電話相談は6,362件、メール相談が502件、来所相談が117件、合計6,981件となっております。

28年度は電話が4,163件、メール相談が390件、カフェ相談という出張相談を一部やっております、それが7件、28年度の合計が4,560件ですので、29年度は前年度比153%ということで相談実績が伸びております。

資料に記載はございませんが、相談件数からわかるように、全体の内訳としては、電話相談が約 90%、メール相談が約 7%、来所相談が約 2%という内訳になっております。

相談内容の内訳につきましては、おおよその分類なのですが、自分自身の悩みが約 48%、仕事関係が約 17%、対人関係が約 9.8%、家族関係が約 10%、あとはその他となっております。

性別につきましては、約 60%が女性、男性が約 40%というような内訳となっております。

年齢構成につきましては、20代が一番多くて約 46%、約 30代が約 16%、40代以上も約 15%います。これは 29年度から若者総合相談センター「若ナビα」を開設した際に家族も対象としたことで家族からの相談も増えていることから、40歳以上の相談者もいます。10代については約 11.2%ということになっています。

相談者の就業状況につきましては、学生が約 22%、派遣・契約・アルバイトの方が約 16%、無職の方が約 19%、正社員の方が約 13%となっております。あとは、その他・不明となります。

相談経路といたしましては、やはりスマホの使用率が多いというところでインターネットが約 40%、あとはいろいろな関係機関にリーフレット等をお配りしていますので、他機関・知人からの紹介が約 18%、出版物・広報・イベント等が約 3%になります。

「若ナビ」の連携先ですが、東京都教育相談センターや東京都の児童相談所は対象年齢が 18歳までということがあるので、そこから「若ナビ」をご紹介していただいたりということがあります。また、「若ナビ」が受け付けた相談を発達障害者支援センター、女性相談センター、ハローワーク、若者サポートステーション、消費生活総合センター、法テラス、精神保健福祉センター、都の保健・医療機関、区部の保健所、チャレンジネット、各区の生活困窮者自立支援窓口、あとは外国人相談もやっているということで外国人総合相談支援センター、新宿多文化共生プラザ、非行少年の支援で、NPO法人BONDプロジェクト、東京保護観察所、法務少年支援センター等に連携をさせていただいているという状況です。「若ナビ」の実績は以上になります。

○座長 今、報告がありましたとおり、29年度から「若ナビα」の機能強化を図りまして、昨年の7月から来所相談を新たに始めました。加えてご家族の方からの相談も受けるようにしたというところで、「若ナビ」としましては、きちんと見立てをして適切な支援機関につなぐということですので、やはり今日お集まりの皆さんのところにおつなぎすることも多いのかなと思いますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ひきこもりサポートネットの平成 29 年度の実施状況についても事務局より報告いたします。お願いします。

○事務局 続きまして、東京都ひきこもりサポートネットの相談実績をご報告させていただきます。お手元に東京都ひきこもりサポートネット相談実績というグラフのついている資料とリーフレットをお配りさせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。ひきこもりサポートネットでは、電話相談、メール相談、市町村の窓口とも連携させていただいて訪問相談をっております。平成 29 年度につきましては、電話相談が 3,630 件、メール相談が 1,187 件、訪問相談が 19 件、合計で 4,836 件となっております。

28 年度の実績が電話が 4,180 件、メールが 1,450 件、訪問相談が 35 件、合計 5,580 件です。若干相談が減っているという状況となっております。

資料にはないのですが、補足といたしまして、ひきこもり相談の方の内訳もご報告いたします。親からの相談が約 44%、本人からの相談が約 37%という状況となっております。性別は約 70%が男性、28%が女性となっております。年齢構成ですが、一番多いのが 20 代の方で約 31%、その次は、30 代の方が約 22%、10 代の方が約 21%、40 代以上の方も約 18%います。

ひきこもりの期間としましては、1 年以下が約 33.7%で一番多い状況です。5 年超という方が約 29%、1 年から 5 年間という方が約 28%という内訳となっております。

ひきこもりサポートネットの連携先なのですが、やはりこちらのほうも、都内の保健所や精神保健福祉センター、あとは地域若者サポートステーションやリーフレットの裏側にも載っております若者社会参加応援事業の参加団体をご紹介します、その後の支援をお願いするということが多くなっております。

以上です。

○座長 ありがとうございます。ちょうど若者社会参加応援事業の紹介がありましたけれども、今年度、NPO 法人東京シューレと一般社団法人スピリットの 2 団体が追加になっておりまして、地域の NPO 法人や民間支援団体とも連携しながら、サポートネットの取り組みを進めているという状況です。

ここまでのところで、何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

○和田委員 親からの相談ということなのですが、父親と母親どんな割合になっているのですか。

○座長 「若ナビ」とサポートネット両方についてですか。

○事務局 すみません。親からの相談統計はとっているのですが、父親、母親の分類は、統計をとっていないので、数字としてはわかりません。

○和田委員 はい。

○座長 過去の記憶では、サポートネットの訪問相談だとお母さんからの申し込みの割合が多かったというのは言えるかと思います。その傾向は今も変わっていないと推測されます。

よろしいでしょうか。

ほかにご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○座長 続きまして、(3)の事例検討及び意見交換に移りたいと思います。最初に、若者総合相談センター「若ナビα」とひきこもりサポートネットにおける支援事例について説明をしていただきまして、それを踏まえて、委員の皆様と検討をしていきたいと思います。

先ほどのクリアファイルの資料ご覧いただければと思います。

二つ事例がございますが、まず、ケース①になります。東京都若者総合相談センター「若ナビα」の責任者の奈和良様と相談員の相良様から、説明をお願いいたします。

(個人の相談内容を含むため、省略)

それでは最後になりますが、各機関より情報提供ということになります。

各機関の参考資料も配付させていただいておりますので、この辺も踏まえながらご説明いただければと思います。

ご発言のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。女性相談センターの和田所長、お願いします。

○和田委員 それでは、平成30年度東京都若年被害女性モデル事業について、10月1日から東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課と女性相談センターのほうで始めましたので、ご紹介をさせていただきたいと思います。

まさに今回の子供・若者支援会議と本当に重なるところがあるんですけども、若い女性たちがなかなか相談機関につながるができずに、夜いろんなところに行っていて、軽い気持ちで相談したところが性風俗だったり、性的な被害に非常に陥っているという状態が今、

非常に問題視されているところです。そのような女性たちを被害に遭う前に、まず信頼できるところに相談してもらって公的な機関の支援につなげていきたいというのが、このモデル事業の趣旨です。

この事業は平成 30 年に厚生労働省が立ち上げまして、実施主体は都道府県と市と特別区ということなんですけれども、手を挙げましたのは東京都だけで、今年も東京都だけがこの事業を行うことになりました。

この事業については、直接的な支援は民間支援団体に委託をして行って、関係機関連携の連携会議のところは所管の東京都福祉保健局で行うことになっています。

支援内容については、アウトリーチ支援ということで、待っていては相談に来ない女性たちを居そうなどころに出かけて行ってお声をかけて、本人たちも気づかないような相談を受ける、また、SNS、メール、ラインなどで相談を受け、そこから相談がつながって、いろんな相談に乗ることもあります。実は家に帰れないとか、家に帰ると親からの暴力があるとか、知人からの暴力があったり、居場所がないといった人たちについては、1泊2泊程度ですけれども、居場所の確保をしていただいて、安全の確保をしていただく。その後に自立支援をしていただく。この自立支援のところでは、さまざまな関係機関の方にもご相談を差し上げて、相談に乗っていただくということになります。

この相談の自立支援の中では、本日お集まりの保健所や東京チャレンジネット、精神保健福祉センター、東京しごとセンターの皆さんの中にもお声をかけさせていただいて、ご相談に乗っていただくことがあるかと思っていますので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

また、具体的には区・市の持つ福祉サービスの利用が求められることもあって、区・市へも相談に行くという可能性があります。

このような、なかなか相談につながらない人たちを相談する場につなぐということで、私ども、女性相談センターに相談員を設けまして、団体や団体が支援する女性たちと一緒にどんな支援がいいのか、適しているのかということと一緒に考えながら、公共の機関につなげさせていただくということになっています。

関係機関連携会議については、この事業が始まります前に、9月19日にまず課長会ということで、各機関の管理職の皆さんにお集まりいただき、説明をさせていただきました。その際には西村課長にも来ていただきましたし、厚労省の東京労働局の伊藤課長にもきていただ

きました。ありがとうございます。

この自立支援にあたっては、本当に皆様方の支援が必要なところもあって、こちらの会議でもさまざまな情報共有をさせていただいて、皆さんとさらなる連携をさせていただきたいと思っているところです。

ちなみに、この事業の委託団体につきましては、特定非営利活動法人のBONDプロジェクト、一般社団法人のC o l a b o、それから人身取引被害者サービスセンターのライトハウスという3団体をお願いをしているところです。アウトリーチの方法等は書かせていただいたとおりののですが、この活動を通して、一人でも若い女性たちがさまざまな被害に遭う前に、必要な支援につながるように私どもも支援していきたいと思っていますので、ぜひご協力をよろしくお願いします。

以上です。

○座長 ありがとうございます。

続きまして、東京労働局にご説明をお願いしたいと思います。

○水野委員（代理） 東京労働局の水野でございます。私からは、若者ハローワークのリーフレットを1枚用意させていただきました。この若者ハローワークというのは都内3カ所にございまして、基本的にはマンツーマンで一人一人にキャリアカウンセラー、ナビゲーターが付きまして、就職まで支援するというスタイルで支援する窓口です。ここで相談される方は、就労に対して、それなりに準備が整っている段階でないと支援につながっていかないと思っております。

ハローワークでは、ひきこもりとは言わないですけども、いろいろ家庭で問題を抱えた方の相談を受けることがあるんですが、その際には障害者雇用の選択肢をきちんと説明をさせていただいております。ある意味、障害者手帳を取ることによって就労の仕方が変わります。一般ですと、できないことに着目されてしまいますが、障害者雇用の世界に入ると、できることを取り上げての雇用になるので、そういう意味での考え方の逆転がありますので、そういうことをきちんと説明して、ご家族の方に考えていただくというような支援はさせていただいているところです。それをゴールを見せることで、その前の段階のステップを踏みきっかけになるのかと思っております。ある意味、すぐ就労ということじゃなくても、そのご家族、その当事者の方が目指すゴールの一つを見せる役割としてのハローワークとして機能できるのではないかと、今日の話聞いて思いました。

特に発達障害の方の雇用に関しては、昨今、非常に進展をしております。モデルは知的障害の方の就労支援なんですけど、発達障害の方は、いろいろなことができる方も多くいらっしゃるんで、民間企業はその方の能力を精いっぱい活かして、いわゆる今までの障害者雇用の範疇にとらわれない仕事のさせ方、働かせ方をしている企業もどんどん出てきております。そういう意味でも、当事者の方、ご家族の方に、一つの明るいゴールをご提示できるのかなと思います。また、それを選ばない方には選ばない方に対する支援も、当然ハローワークではしていただけますので、その辺はぜひ連携していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○座長 ありがとうございます。

それでは続きまして、法テラスの高村部長、よろしくお願いいたします。

○高村委員 法テラスで新しい取り組みというのは特にはないんですが、2点ほど状況提供があります。

まず1点、いつもお配りしておりますリーフレットなんですけど、池袋法律相談センターというのがございますけれども、実は今年の6月をもちまして法テラス池袋が閉所をいたしまして、新宿の本所と統合する形になりました。ただ、池袋にご相談来られていた方もたくさんいらっしゃいましたので、弁護士会の法律相談センターを指定相談場所という形で私どもの要件に見合う方がいた場合は、無料で同じように法律相談ができるという形で引き継ぎをさせていただいております。

あと、相談の傾向ですが、いわゆるお悩みの主訴が法律問題にあるようなケースで、多重債務の問題なんですけど、大体平成21年、22年ぐらいのところがピークで、1万5,000件を超える相談があったのが、その後、どんどん下がってきまして、25年、26年、27年ぐらいは1万1,000件ぐらいに減りまして、一定程度の方は自己破産で整理が済んだというようなことになってたんですけども、28年度が少し増えて、昨年度はまた、1万4,000件台に大きく増えてきました。実感としては、やはり二十代の多重債務の方が結構多くて、そういったことで、何か皆様と連携するようなところがあればと思いますので、もし、お悩みの主訴でそういった問題を抱えていらっしゃるような方がいれば、ご紹介いただければと思います。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

続きまして、消費生活総合センターの大内課長、よろしいでしょうか。

○大内委員 はい。消費生活総合センターで扱っている案件は、消費者相談ということでございまして、まずリーフレットをご覧ください。悪質商法に注意と書いてございますけれども、消費者ホットラインで、188 というものをご紹介します。これは 188 を押すことによりまして、お近くの消費者センターにつながるということでございます。ご自宅の近く、あるいは勤務地の近くでの相談を希望する際には、188、「いやや」を押していただければということでございます。

それから、消費生活相談概要 29 年度をおつけしてございますが、消費生活相談につきましては、高齢者の相談が最も多くなっておりますが、一方、若者からの相談は、昨年度は 1 万 3,634 件ということで、減少しております。全体に占める比率は 11.5%と、前年並みとなっております。相談内容としましては、放送・コンテンツ等が、減少はいたしました。2,331 件と最も多く、レンタル、リース、賃借に係るものがそれに続いておりまして、こちらは前年度より 6.3%増加ということでございます。詳細はこちらの 7 月 24 日付のプレスの資料でございますけれども、そちらをご覧ください。

それから、参考といたしまして、若者の消費生活相談の概要を用意させていただきました。こちらは若者の消費生活相談の状況等をまとめているものでございます。29 年の上半期の実績までしか入っておりませんが、毎年度、テーマ別分析としてまとめているものですので、参考にお読みください。

それから、消費者注意情報を随時センターから発表しているわけですが、若者に多い相談の事例を選んでおりますので、こちらも参考にご覧ください。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

続きまして、東京しごとセンターの永阪課長、ご発言ございますか。

○永阪委員 東京しごとセンターは飯田橋にあります就労支援機関でございます。年代別に、若者、中高年、高齢者、女性の再就職支援をしております。先ほど事例検討の中でご紹介いたしましたワークスタートは、若者向けの就労支援なんですけれども、普通の就労支援ではなく、就職に一步踏み出せない方のグループカウンセリングでございます。

それから、東京しごと塾は 30 から 34 歳、2 カ月間のグループワークで、ビジネスマナーから就活支援、面接対策等々でじっくり支援しているものでございます。

もう一つ、保護者向けセミナーというのは、ワークスタートプログラムの、本人が来られ

ない場合に、保護者の方にプログラムをご説明するものでございます。生きづらさを感じている若者に対して、少しでも就労支援ができたらということで提供しているプログラムでございます。ご対象の方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介いただきたいと思います。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

続きまして、多摩総合精神保健福祉センターの橋本副所長、ご発言よろしいですか。

○橋本委員 当センターでは、特に今年度新たにという取り組みではないのですが、先ほども事例検討の中で少しご紹介しましたけれども、3カ所の精神保健福祉センターでも同様な事業をやっていると思うのですが、当センターでは多摩地域の方を対象に、基本的には思春期、青年期の電話相談を受けて、月曜日に特定相談という形で個別的な相談を受けて、場合によってその本人グループや家族教室への参加も促しています。

今年度、後期の家族教室のご案内の資料についてですが、公開講座ということで、一般の方も参加できます。今年度の後期から、メールによる申し込みというのができるようになりましたので、詳しくはホームページをご覧くださいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○座長 ありがとうございます。

それ以外の機関の皆様はよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○藤井委員（代理） 説明ではないんですが、一つお願いがありまして、少しお時間いただければと思うのですが、我々、民間で行政からの委託等で若者支援をやっている団体からすると、例えば、若者社会参加応援事業もそうですし、それから、若者サポートステーションもそうなのですが、正直申し上げて、少し言い方は悪いんですが、闇夜に鉄砲を撃っているような状況なんです。「データー上いるはず」の若年無業者や不利な状態を強いられている若者たちが、実際にはどこにいるのか分からないんだけど、とにかく闇雲にも周知活動をしている。

おそらく、社会の側で若者の状態を最終的に把握できている最後の段階は高校段階だと思うのですが、東京都にスクールカウンセラーだったりとか、ユースソーシャルワーカーの制度がある中で、何とかこの学校段階で、この子はなかなか大変だぞという若者たちをある程度見えているところからつながれるシステムをつくれないうことをずっと思っています。まずその第一段階として、ユースソーシャルワーカーの皆さんと懇談会を持てな

いでしょうか。青少年・治安対策本部で調整いただけるとありがたいということを今日はお願ひしようと思つて参つております。

○座長 ユースソーシャルワーカーは高校にいらっしゃる方ですよ。

○藤井委員（代理） はい、そうですね。

○座長 それは不登校とか、長期欠席される方の対応とかされていらっしゃる。

○藤井委員（代理） はい。

○座長 その方が、将来的にひきこもりになる可能性が高いので、その情報のつなぎをしつかりできないのかというところですか。

○藤井委員（代理） はい。

○座長 わかりました。私どもとしても、青少年問題協議会の意見具申でいろいろご意見いただいている中でも、切れ目のない支援が必要ということで、いかに関係機関が連携していくのかということでは、提言もいただいておりますので、ご意見として承つて、今後の支援の中で、いただいたご意見も踏まえながら検討していければと思つております。

○藤井委員（代理） お願いします。

○座長 ほかには何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○山崎委員 ユースソーシャルワーカーが関わっている学校は、都立です。実際として、通信の高校はほとんどが私立です。将来ひきこもりになる可能性のある方の多くは、通信制高校に行かれる方が多いので、私学の通信制高校への対応についてもぜひお考えいただけるといいなと思ひます。

○座長 通信制高校ということですね。

○山崎委員 通信制高校です。都立だけじゃなくて、多くは私立高校です。中学まで不登校だった方の多くは通信制高校に進学するケースが多いので、その方たちが将来ひきこもりになる可能性があるので、通信制高校とその後の支援がつながるといいと思ひています。その辺もよろしくお願ひいたします。

○藁田委員（代理） 民間団体としては、びっくりするような年齢になつて、初めて、例えば介護中で、お母さんと一緒に生活してこういう子がいたというようなことであられるケースがあるので、今からそういう何かシステマ的なものができるといいなと思ひます。日々民間ではそういうことを感じております。

○山崎委員 予防ですよ。

○藤井委員（代理） 私立と通信はつながりやすいんですよ、実は。向こうも困っている。でも都立高校はハードルが高いですよ。

○山崎委員 あと私立高校ですよ。

○梶田委員（代理） そうなんです。通信じゃなくて。

○山崎委員 東京都は、教育庁は、私立高校はやらないので。

○梶田委員（代理） はい。通信だけじゃなくて、私立の高校も、はい。

○座長 都立高校は教育庁が、私立高校ですと生活文化局が所管ということになりますけれども、なかなか個人情報の部分にいかにかん慮しながら情報共有できるかというのは、本当に難しい部分もあるかとは思いますが、今日いろいろご意見をいただいたことも踏まえながら、検討していければと思います。貴重なご意見をありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（なし）

○座長 予定した議事はこれで全て終了いたしました。最後に1点だけお願いということになりますけれども、本日の会議では、各関係機関の皆様から多数の資料をご提供いただいております。若者の自立支援に関する一層の連携強化に向けまして、ぜひ本日の会議の内容についてお持ち帰りいただきまして、関係各所で情報を広く周知、共有していただければと思います。

今後の予定なのですが、30年度の2回目の会議につきましては、年明けの2月ごろの開催を予定しております。今後とも各関係機関の皆様との相互理解を深めつつ、若者の自立支援に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第1回目の連絡調整部会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

午後5時06分閉会